

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続財産の申告漏れがあった場合

Q：父が昨年亡くなりました。父の相続税の申告については、相続財産をきっちりと調査し評価したつもりでしたが、相続税の申告書を提出した後になって相続財産の株券が見つかりました。このような場合どうすればよいのでしょうか。

A：何もしないで税務調査が行われて申告漏れが見つかった場合には、延滞税（年14.6%、納期限の2か月以内は7.3%）にプラスして加算税も課税されることになります。

①先に期限内申告書を提出していた場合は過少申告加算税（10%）②先に期限後申告書を提出していた場合は、無申告加算税（15%）が課税されます。

そこで、ご相談の場合には、自主的に申告内容を訂正して過少部分の税額を納めることができる修正申告をされるとよいでしょう。その場合には、延滞税は課税されますが加算税は免除されます。

修正申告書は、更正の通知があるまで納税地の所轄税務署長に対して提出することができます。相続税の修正申告書は、修正前の金額と修正後の金額及びその差額を相続人全員について記入するようになっています。なお相続税の修正申告については、申告漏れの財産を取得しなかった者についても、税額が増えますので注意してください。

修正申告書を提出した場合の追加納付税額は、その修正申告書を提出する日が納期限となりますので直ちに納付してください。

